

付き添い等で休業する家族の分も補償します。被害者に後遺障害が残ったり、亡くなった場合は、一時金だけでなく年金を支給します。以上が試案の内容です。

高橋：試案は年金の支給について触れています。岡本さん、川本さんは、被害者のお立場から、一時金と年金、どちらがよいと思われますか。

川本：私はPTSDと戦いながら、日々の生活をしていかなければなりませんから、毎月支給される年金を希望したいと思います。

岡本：私もこれからいろいろ治療をしていきたいですし、今後、どうなるかわからないので、生活の安定ということからも年金方式のほうがいいですね。

高橋：こういった制度ができれば誰でも救済されますが、問題は財源をどうやって確保するかということです。

白井：充実した保障を考えた時、財源問題はいちばんの壁となっています。罰金を活用する、宝くじにする、税金として徴収するなど、いろいろと検討をしましたが、現実にはいずれも非常に難しいといえます。

高橋：このことについて、フランスでは面白い制度を採用しているとうかがっています。

小木曾：それは損害保険に自動的に被害者補償のための税金をかけるというものです。1件あたり3.3ユーロ。400円ぐらいです。損害保険にける目的税が原資になっています。2006年には申請の数が18,761件で、2億

3,700万ユーロが支払われていますから、単純に平均すれば12,600ユーロ、167万円くらいになります。

高橋：損害保険に加入していない人もいるのではないですか。

小木曾：いるとは思いますが、損害保険についての感覚が日本とは少し違っていて、日本よりも広く浅い資金源として適当だと考えているようです。

高橋：白井先生、日本にもいい案はないでしょうか。

白井：これは岡村先生からアイデアをいただいたのですが、未成年者と年金受給者を除いて、国民1人当たり年間500円程度を保険料として払ってもらう方式をとれば、300億、400億という資金になります。国民健康保険や国民年金を徴収するときにプラスしていただければ、特別会計でできるのではないかと。基本法ができて5年も経ち、犯罪被害者を社会全体で支えていこうという国民の理解も深まり、このような財源方式をとる素地はできてきているのではないかと考えております。

高橋：こうした制度ができればこれからの被害者は救われます。特に強調したいのは、過去の被害者であっても、現在の生活に苦しみ、後遺障害で苦しんでいる。そういう人たちに遡って補償をしていただきたい。そういう制度を作っていきたくてあすの会は考えています。ありがとうございました。

